

## ○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合公告式条例

平成27年4月1日

条例第2号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第4項の規定に基づき、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（以下「組合」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

**第2条** 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

- (1) 伊豆市小立野38番地の2 伊豆市役所掲示場
- (2) 伊豆の国市長岡340番地の1 伊豆の国市役所掲示場

3 前項の規定による掲示は、当該掲示を始めた日から少なくとも2週間以上掲示するものとする。ただし、法律若しくはこれに基づく命令又は条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(規則に関する準用)

**第3条** 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

**第4条** 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規程について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

**第5条** 第2条の規定は、議会その他の組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(告示及び公告に関する準用)

**第6条** 第4条の規定は、管理者の発する告示及び公告について、前条第2項の規定は組合の機関の発する告示及び公告について準用する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。